

長野県観光振興財源検討部会 傍聴要領（案）

1 傍聴の手続き

- (1) 検討部会の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で、氏名及び住所又は所属先を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議の支障となる行為をしないでください。
- (4) その他、部会長の指示に従ってください。

県ホームページへの情報掲載について

時期	掲 載 事 項
検討部会前 おおむね1週間	開催概要（日時、場所、会議事項等）を掲載
検討部会後 おおむね2週間	審議事項、資料を掲載
おおむね1月以内	議事録を掲載

【審議会等の設置及び運営に関する指針（平成14年1月18日制定）より該当部分抜粋】

- (4) 会議において活発な議論がなされるよう、日頃から委員への積極的な情報提供に努めること。
- (5) 審議会等は、県民等から意見を聴取することが適当と認められるときは、直接又は県のホームページ若しくは各種広聴媒体を通じて意見陳述等の機会を設けるなど、十分意見を聴くよう努めること。
- (6) 附属機関にあつては、必要に応じて部会、専門委員会等を設置し、会議の機動的な運営を図ること。
- (7) 附属機関にあつては、答申文をまとめるに際して、委員からなる起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの附属機関とならないよう配慮すること。

第5 審議会等の会議の公開

審議会等の会議は、原則として公開することとし、公開に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴及び会議結果の公表により行うこと。
- (2) 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めることにより行うこと。
- (3) 傍聴を認める会議の開催に当たっては、あらかじめ審議会等の名称、開催日時、場所、議題、傍聴者の定員、傍聴手続等について、原則として開催日の1週間前、遅くとも3日前までにプレスリリースするとともに、県のホームページに掲載することにより県民に周知すること。
- (4) 会議結果の公表は、議事録及び会議資料の県のホームページへの掲載、行政情報センター、行政情報コーナー等への備え付けにより行うこと。
- (5) 会議資料の公表は会議終了の日から概ね2週間以内を目安に、また、議事録の公表は概ね1月以内を目安に行うよう努めること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、附属機関にあつては審議会等の長がその会議に諮って、懇談会等にあつては所管課において、それぞれ非公開の決定を行うことができること。なお、非公開の理由の開示を求められた場合には、それを明らかにすること。
 - ア 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）第7条各号に定める非公開情報について審議する場合
 - イ 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められる場合
- (7) 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が会議の開催日時等の決定にあわせ、会議に諮って行うこと。なお、あらかじめ会議に諮ることができない場合は、各委員の意思を確認し事前に決定すること。
- (8) 会議の傍聴を認めない場合であっても、議事要旨の記録等の公開が可能な場合、会議結果の公表は行うこと。